

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

令和七年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（第一部会・令和七年度第四回）

二 開催日時

令和七年九月一日 午後二時から午後四時十五分まで

三 開催場所

広島県庁本館一階公益法人会議室

四 出席した委員

手塚委員、酒井委員、岩元委員

五 議事の概要

1 令和五年度諮問第三号事案の審議に当たり、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行ったため、広島県行政不服審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）から当該調査結果の報告を行った。

2 前項の事案について、法第八十一条第三項において準用する法第七十五条第一項の規定により、審査請求人の口頭意見陳述手続を実施した。

3 第一項の事案について、審議を行った。

4 令和五年度諮問第四号事案について、審査請求人から法第二十七条の規定による審査請求の取下げがあったため、審査会事務局から報告を行った。